

令和6年 第6回 福岡市東区選挙管理委員会

6月3日（月）

【 議 題 】

- 1 議案第14号 選挙人名簿から抹消する者について
- 2 議案第15号 選挙人名簿に登録する者について
- 3 議案第16号 在外選挙人証等に使用する電子印用公印について

< 次 回 >

委員会 令和6年7月19日（金）午前10時～

議案第 14 号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和6年6月3日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 渡 辺 裕 江

- | | | |
|---|-----------|----------|
| 1 | 抹消する者の数 | 723 人 |
| | 内訳 死亡者 | 136 人 |
| | 市外転出者 | 587 人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和6年6月3日 |

(根拠条文)

・公職選挙法第 28 条の規定による。

(登録の抹消)

第二十八条

市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第四号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- 一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- 二 前条第一項又は第二項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後四箇月を経過するに至ったとき。
- 三 第三十条の六第二項の規定による第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- 四 登録の際に登録されるべきでなかったことを知ったとき。

※前条第一項の規定

(表示及び訂正等)

第二十七条

(一部略) 市町村の区域内に住所を有しなくなったことを知った場合には、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

令和6年6月3日 投票区別抹消者数一覽

投票区	死亡者合計			転出者合計			抹消者計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1馬出第一	1	2	3	12	10	22	13	12	25
2馬出第二	2	0	2	13	8	21	15	8	23
3箱崎第一	4	0	4	7	10	17	11	10	21
4箱崎第二	3	1	4	10	3	13	13	4	17
5箱崎第三	1	0	1	8	10	18	9	10	19
6宮松第一	2	0	2	11	11	22	13	11	24
7宮松第二	3	1	4	13	15	28	16	16	32
8宮松第三	1	1	2	14	16	30	15	17	32
9松島第一	1	0	1	10	9	19	11	9	20
10松島第二	2	0	2	4	2	6	6	2	8
11名島第一	2	2	4	8	7	15	10	9	19
12名島第二	3	2	5	6	4	10	9	6	15
13千早	3	1	4	11	11	22	14	12	26
14千早西	0	1	1	6	7	13	6	8	14
15香陵	0	0	0	1	2	3	1	2	3
16香椎浜	1	2	3	3	3	6	4	5	9
17城浜	3	0	3	3	2	5	6	2	8
18舞松原第一	3	0	3	1	2	3	4	2	6
19舞松原第二	2	0	2	5	7	12	7	7	14
20若宮第一	1	2	3	7	9	16	8	11	19
21若宮第二	0	1	1	6	3	9	6	4	10
22香椎第一	0	0	0	10	4	14	10	4	14
23香椎第二	3	0	3	6	17	23	9	17	26
24香椎下原第一	0	1	1	4	3	7	4	4	8
25香椎下原第二	3	1	4	11	7	18	14	8	22
26香椎東第一	0	0	0	5	8	13	5	8	13
27香椎東第二	0	1	1	3	3	6	3	4	7
28香住ヶ丘第一	2	1	3	18	18	36	20	19	39
29香住ヶ丘第二	3	2	5	1	0	1	4	2	6
30和白第一	4	2	6	6	9	15	10	11	21
31和白第二	3	2	5	5	4	9	8	6	14
32三苦	2	0	2	5	3	8	7	3	10
33奈多第一	5	6	11	7	0	7	12	6	18
34奈多第二	0	0	0	1	0	1	1	0	1
35美和台第一	3	0	3	2	2	4	5	2	7
36美和台第二	4	0	4	9	10	19	13	10	23
37和白東第一	3	2	5	2	3	5	5	5	10
38和白東第二	1	1	2	4	1	5	5	2	7
39西戸崎第一	2	1	3	6	4	10	8	5	13
40西戸崎第二	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41志賀第一	1	1	2	0	0	0	1	1	2
42志賀第二	0	0	0	0	0	0	0	0	0
43志賀第三	0	0	0	0	0	0	0	0	0
44照葉第一	0	0	0	2	1	3	2	1	3
45照葉第二	1	3	4	6	7	13	7	10	17
46多々良第一	4	3	7	19	11	30	23	14	37
47多々良第二	0	2	2	1	1	2	1	3	4
48八田	2	3	5	9	6	15	11	9	20
49青葉第一	0	2	2	4	4	8	4	6	10
50青葉第二	1	1	2	3	2	5	4	3	7
合計	85	51	136	308	279	587	393	330	723

議案第15号

選挙人名簿に登録する者について

令和6年6月1日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿に登録する。

令和6年6月3日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 渡 辺 裕 江

- 1 登録する者の数 3,035人
- 2 登録する者の氏名等 別紙のとおり
- 3 登録年月日 令和6年6月3日

(根拠条文)

・公職選挙法第22条の規定による。

(登録)

第二十二條

市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、登録月の一日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、天災その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を通常の登録日後に変更することができる。

※ 登録月

第十九条第二項（永久選挙人名簿）

市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿の調整及び保管の任に当たるものとし、毎年三月、六月、九月及び十二月並びに選挙を行う場合に、選挙人名簿の登録を行うものとする。

※ 登録される資格を有する者

(被登録資格等)

第二十一条第一項

選挙人名簿の登録は、当該市町村の区域内に住所を有する年齢満十八年以上の日本国民で、その者に係る登録市町村等の住民票が作成された日から引き続き三箇月以上登録市町村等の住民基本台帳に記録されている者について行う。

選挙人名簿登録者数調べ

投票区	令和6年5月20日現在登録者数			令和6年6月3日消抹			令和6年6月3日登録			移			替			令和6年6月3日現在登録者数		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1馬出第一	2,713	3,038	5,751	13	12	25	58	44	102	11	10	21	10	7	17	2,757	3,067	5,824
2馬出第二	2,164	2,286	4,450	15	8	23	27	25	52	4	3	7	2	5	7	2,174	2,305	4,479
3箱崎第一	2,670	3,055	5,725	11	10	21	57	45	102	3	10	13	8	6	14	2,721	3,086	5,807
4箱崎第二	3,078	3,033	6,111	13	4	17	38	35	73	8	6	14	5	7	12	3,100	3,065	6,165
5箱崎第三	2,781	3,224	6,005	9	10	19	33	37	70	4	6	10	7	9	16	2,808	3,254	6,062
6宮松第一	3,032	2,772	5,804	13	11	24	42	50	92	5	7	12	8	5	13	3,064	2,809	5,873
7宮松第二	3,773	3,840	7,613	16	16	32	75	74	149	9	9	18	7	12	19	3,830	3,901	7,731
8宮松第三	3,156	2,846	6,002	15	17	32	35	50	85	4	4	8	7	7	14	3,179	2,882	6,061
9松島第一	2,990	2,517	5,507	11	9	20	61	50	111	8	6	14	9	3	12	3,041	2,555	5,596
10松島第二	3,233	3,269	6,502	6	2	8	45	47	92	5	4	9	2	4	6	3,269	3,314	6,583
11名島第一	4,518	4,948	9,466	10	9	19	43	47	90	5	8	13	9	13	22	4,555	4,991	9,546
12名島第二	1,905	2,078	3,983	9	6	15	14	27	41	4	5	9	6	6	12	1,912	2,100	4,012
13千早	4,608	5,952	10,560	14	12	26	60	66	126	10	14	24	9	9	18	4,653	6,001	10,654
14千早西	2,503	2,918	5,421	6	8	14	16	22	38	1	1	2	3	5	8	2,515	2,936	5,451
15香陵	2,223	2,681	4,904	1	2	3	25	12	37	6	5	11	2	1	3	2,243	2,687	4,930
16香椎浜	2,644	3,511	6,155	4	5	9	25	23	48	3	2	5	4	2	6	2,666	3,529	6,195
17城浜	1,027	1,490	2,517	6	2	8	3	5	8	1	0	1	0	2	2	1,023	1,495	2,518
18舞松原第一	1,758	2,013	3,771	4	2	6	13	15	28	2	2	4	1	2	3	1,766	2,026	3,792
19舞松原第二	2,159	2,570	4,729	7	7	14	21	29	50	1	3	4	7	5	12	2,179	2,594	4,773
20若宮第一	2,407	2,668	5,075	8	11	19	12	17	29	5	5	10	3	5	8	2,409	2,674	5,083
21若宮第二	1,422	1,491	2,913	6	4	10	8	12	20	2	3	5	1	2	3	1,423	1,498	2,921
22香椎第一	2,800	3,082	5,882	10	4	14	32	26	58	3	0	3	4	3	7	2,823	3,107	5,930
23香椎第二	2,340	2,700	5,040	9	17	26	55	60	115	8	1	9	2	4	6	2,380	2,746	5,126
24香椎下原第一	1,615	1,618	3,233	4	4	8	24	9	33	2	3	5	2	2	4	1,635	1,622	3,257
25香椎下原第二	4,564	4,137	8,701	14	8	22	64	42	106	5	3	8	4	9	13	4,613	4,177	8,790
26香椎東第一	2,928	3,177	6,105	5	8	13	29	20	49	7	4	11	2	2	4	2,947	3,187	6,134
27香椎東第二	2,438	2,718	5,156	3	4	7	23	15	38	1	2	3	2	1	3	2,459	2,728	5,187
28香住ヶ丘第一	4,559	4,421	8,980	20	19	39	63	50	113	11	7	18	7	13	20	4,598	4,458	9,056
29香住ヶ丘第二	2,379	2,758	5,137	4	2	6	22	17	39	1	4	5	0	2	2	2,396	2,771	5,167
30和白第一	2,398	2,543	4,941	10	11	21	39	34	73	1	3	4	1	4	5	2,427	2,567	4,994
31和白第二	2,787	3,129	5,916	8	6	14	26	39	65	5	6	11	4	3	7	2,804	3,159	5,963
32三苦	3,514	3,791	7,305	7	3	10	41	32	73	7	5	12	6	7	13	3,547	3,822	7,369
33奈多第一	2,331	2,683	5,014	12	6	18	20	18	38	3	3	6	4	4	8	2,340	2,696	5,036
34奈多第二	1,147	1,372	2,519	1	0	1	12	9	21	0	1	1	3	3	6	1,161	1,383	2,544
35美和台第一	2,922	3,337	6,259	5	2	7	19	17	36	4	4	8	1	1	2	2,933	3,349	6,282
36美和台第二	3,121	3,649	6,770	13	10	23	67	71	138	2	3	5	4	4	8	3,177	3,711	6,888
37和白東第一	2,611	2,808	5,419	5	5	10	23	18	41	4	2	6	1	3	4	2,626	2,822	5,448
38和白東第二	2,383	2,590	4,973	5	2	7	26	35	61	2	2	4	4	1	5	2,406	2,622	5,028
39西戸崎第一	1,799	2,034	3,833	8	5	13	22	20	42	5	1	6	1	1	2	1,809	2,049	3,858
40西戸崎第二	592	650	1,242	0	0	0	3	3	6	0	0	0	1	1	2	596	654	1,250
41志賀第一	421	478	899	1	1	2	2	2	4	0	0	0	0	0	0	422	479	901
42志賀第二	71	101	172	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	71	101	172
43志賀第三	104	110	214	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	104	112	216
44照葉第一	1,307	1,383	2,690	2	1	3	22	24	46	0	4	4	1	2	3	1,328	1,404	2,732
45照葉第二	3,536	3,936	7,472	7	10	17	76	79	155	6	7	13	5	14	19	3,604	4,012	7,616
46多々良第一	4,856	4,336	9,192	23	14	37	49	44	93	12	6	18	6	4	10	4,876	4,364	9,240
47多々良第二	1,000	1,176	2,176	1	3	4	8	6	14	2	3	5	4	4	8	1,009	1,180	2,189
48八田	2,480	3,119	5,599	11	9	20	31	26	57	2	8	10	4	6	10	2,502	3,134	5,636
49青葉第一	2,497	2,952	5,449	4	6	10	20	29	49	1	3	4	5	7	12	2,517	2,979	5,496
50青葉第二	1,962	2,178	4,140	4	3	7	14	14	28	1	2	3	3	3	6	1,974	2,190	4,164
合計	124,226	135,166	259,392	393	330	723	1,543	1,492	3,035	196	200	396	191	226	417	125,371	136,354	261,725

議案第16号

在外選挙人証等に使用する電子印用公印について

福岡市区選挙管理委員会規程第27条の規定に基づき、令和6年7月19日以後、次のように使用する電子印用公印について、次のように告示する。

令和6年6月3日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 渡 辺 裕 江

電子印使用文書の名称	書体	形状	大きさ	ひ　な　形	用途
在外選挙人証	てん書	正方形	15ミリメートル	福岡市東区選挙管理委員会委員長	在外選挙人名簿に登録されていることの証明用
在外選挙人名簿の登録について（通知）			20ミリメートル		在外選挙人名簿への不登録通知用
在外選挙人名簿の抹消について（通知）					在外選挙人名簿からの抹消通知用
在外選挙人名簿の抹消（記載事項の変更）について（通知）					在外選挙人名簿からの抹消又は記載事項変更の通知用
在外選挙人名簿の登録申請先の確認について（依頼）					在外選挙人名簿登録申請先の確認依頼用
在外選挙人名簿の登録地区分について（通知）					在外選挙人名簿登録地区分の通知用

（根拠条文）

- ・ 福岡市区選挙管理委員会規程第 27 条の規定による。

福岡市区選挙管理委員会規程

(公印)

第二十六条

委員会、委員長、委員長職務代理者及び事務局長の公印の名称、書体、形状、大きさ、管守者及び用途は別表第2のとおりとし、そのひな形は別表第3のとおりとする。

- 2 委員会が選任する選挙長及び開票管理者の公印の名称、書体、形状、大きさ及び管守者は別表第2の2のとおりとし、そのひな形は別表第3のとおりとする。

(公印の取扱い)

第二十七条

前条に定めるもののほか公印の取扱いについては、市長の事務部局の例による。

別表第2

(昭和50選規程2・昭和51選規程1・昭和57選規程2・平成7選規程3・平成22選規程2・一部改正)

一般公印

名称	ひな形	書体	形状	大きさ (ミリメートル)	管守者
選挙管理委員会印	1	てん書	正方形	20	次長
選挙管理委員会委員長印	2	てん書	正方形	20	次長
選挙管理委員会委員長職務代理者印	3	てん書	正方形	20	次長
事務局長印	4	かい書	正方形	20	次長

専用公印

名称	ひな形	書体	形状	大きさ (ミリメートル)	管守者	用途
早良区選挙管理委員会入部出張所専用委員長印	5	てん書	正方形	20	出張所長	出張所所掌事務用
西区選挙管理委員会西部出張所専用委員長印	6	てん書	正方形	20	出張所長	出張所所掌事務用

別表第2の2

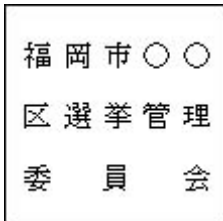
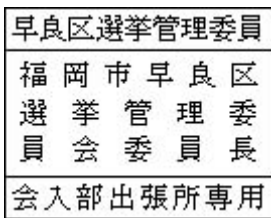
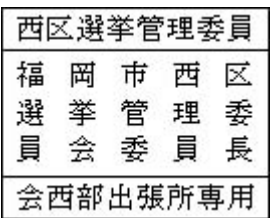
(平成26選規程4・追加)

一般公印

名称	ひな形	書体	形状	大きさ(ミリメートル)	管守者
選挙長印	7	てん書	正方形	20	次長
開票管理者印	8	てん書	正方形	20	次長

別表第3

(昭和50選規程2・昭和51選規程1・昭和57選規程2・平成7選規程3・平成22選規程2・平成26選規程4・一部改正)

1	2	3	4
			
5	6	7	8
			

福岡市公印規則

(電子印)

第九条の二

市、市長、区長又は福祉事務所に係る公印を使用すべき文書で、市長が必要と認めたものについては、第6条に規定する公印の押印に代えて、電子計算機に記録した公印の印影又はこれを伸縮した印影を打ち出したもの(以下「電子印」という。)を使用することができる。

2 電子印に用いる公印(以下「電子印用公印」という。)の名称、書体、形状、大きさ及び管守者は、別表第5のとおりとし、そのひな形は、別表第6のとおりとする。

3 市長は、第1項の規定により電子印を使用した文書(以下「電子印使用文書」という。)及び電子印用公印の名称並びに電子印のひな形、形状、大きさ及び用途をあらかじめ告示するものとする。

4 電子印使用文書を作成する場合は、あらかじめ管守者の承認を受けなければならない。